



ポイ捨て&ルール違反の喫煙

～とだのまちをキレイに保とう～



問い合わせ
環境課(内線463)

守ろう!とだルール

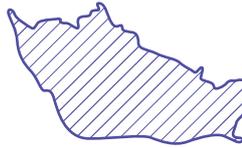
「戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例」 を知っていますか?

「戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例」とは…

ポイ捨て・飼い犬のふん放置・歩行喫煙を防止し、きれいで、安全、快適なまちを目指して平成19年に制定されました。

条例を改正して、令和2年10月から指導・勧告などに従わない場合、2,000円の過料を科すことができるようになりました。多くの方がルールを守っている中、歩行喫煙や喫煙所からの利用者のみ出し、犬のふんの放置など、苦情や改善要望が引き続き寄せられています。

市内全域



1. **ポイ捨て禁止!**
2. 飼い犬の**ふん**の**放置禁止!**
3. **歩きタバコ禁止!** **自転車などに乗車中の喫煙も禁止!**
(加熱式タバコ、電子タバコなどを含む)

駅前



喫煙制限区域(市内3駅周辺)では、指定喫煙所以外での**路上喫煙を禁止**しています! 駅周辺では、巡回啓発員が指導・啓発を行っています。



守れていますか? / こんな声 が寄せられています

歩きタバコをよく見かける。タバコが当たって、子どもがケガをしないか心配…。

喫煙スペースからはみ出して喫煙していて、迷惑!

マスクのポイ捨てが目立って不愉快…。

喫煙所で飲酒や食事をし、座り込んでいる。

排水溝にタバコのポイ捨てが多い。排水溝は灰皿じゃない!

家の前に、犬のふんを放置されて困っている。

不法投棄や資源の持ち去りは犯罪です

路上や公園、空き地などに決められた処分方法に従わずに廃棄物(一般廃棄物・産業廃棄物)を捨てることを「不法投棄」といいます。

注意! 以下の場合も「不法投棄」です

- ・家電製品・大型ごみなどをルールを守らずに捨てる。
- ・ごみを正しく分別しないで捨てて、回収されない。

近所の迷惑になるため、正しくごみの分別をしましょう!



ごみの分別ルール

●不法投棄をする…

5年以下の懲役または1千万円以下の罰金などに処せられます。



ごみの持ち去りも犯罪です

市が指定する業者以外による、ごみや資源物の持ち去りは犯罪です。

持ち去り行為を見かけたら、すぐに警察に通報するか、ナンバーを控えて環境課までご連絡ください。



粗大ごみの申請についてお願い

自宅で過ごす時間が増えた影響もあり、粗大ごみの申請が増加し、収集日まで多くの日数が必要になっています。



1月は例年申し込みが多くなります。リサイクルを検討するなどごみの減量にご協力ください。